

「やさしい日本語」を

つくってみよう、使ってみよう

あなたは、「やさしい日本語」という言葉を聞いたことがありますか？「やさしい日本語」は普通の日本語よりも簡単で、外国人が理解しやすいように配慮された日本語です。

この言葉が考えられたきっかけとなったのは1995年1月に起きた阪神・淡路大震災でした。この震災では日本にいた多くの外国人が被災し、中には日本語も英語も十分に理解できず必要な情報を得ることができない人も数多くいました。そこで彼らが災害発生時に、迅速かつ適切な行動をとれるようにと考えられたのが「やさしい日本語」なのです。

現在は災害時だけでなく、日常生活における外国人への情報提供の手段としても広く使われています。そして、この「やさしい日本語」は外国人だけでなく日本人にとっても分かりやすく、**高齢者や子ども、障がいのある人などとコミュニケーションをとる際にもとても有効な言葉**であるといえます。

「やさしい日本語」をつくるポイント

1. 一つの単語や文を短く、簡単にする
2. 難しい言葉を簡単な言葉に言い換える
(ただし、知っていると役立つ言葉はあえて残し、そのあとに「やさしい日本語」を付け加える)
3. 漢字はひらがなにするか、ふりがなをつける

この3つのポイントを意識して、普通の日本語をやさしい表現に変換してみましょう。

ケース1 災害時のアナウンスで...

【普通の日本語】

今朝7時10分頃、北信地域を中心に広い範囲で強い地震がありました。大きな地震の後には余震がくる可能性がありますので、地震の揺れで壁に亀裂が入ったりしている建物には近づかないようにするなど、十分に注意してください。

【やさしい日本語】

きょう あさ じ ふん ながの おお じしん
今日、朝7時10分、長野で大きい地震がありました
よしん あと く じしん ちゆうい
た。余震（後から来る地震）に注意してください。
たてもの ちゆうい
い。こわれた建物に注意してください。

ケース2 自治会の案内文書で...

【普通の日本語】

〇〇区春季運動会について
(ご案内)

下記のとおり、春季運動会を開催しますので、お出かけください。

日時：令和〇年〇月〇日
9：00～12：00

会場：〇〇小学校 校庭

参加費無料・雨天延期

【やさしい日本語】

く はる うんどうかい
区の春の運動会をします

いつ：202〇年〇月〇日
9：00から12：00まで

どこで：〇〇小学校
校庭（外で運動するところ）

お金は いません
雨が降ったら、違う日にします

いかがでしょうか？これらはあくまで一つの例であり、変換方法に正解はありません。なぜなら日本語能力や日本の文化慣習・地理・社会等についての知識が一人ひとり違うからです。**大切なのは、その人にとって必要な情報は何か、どうしたら相手に伝わりやすくなるかを考える**ことです。例えば「やさしい日本語」と併せて、**身ぶり手ぶりで示したり、ゆっくりはっきり話すことを心がけたり、イラストや写真、実物を見せたり**するなど、一人ひとりが小さな工夫を積み重ねていくことが大切です。

《参考》「やさしい日本語」の手引き（島根県・（公財）しまね国際センター）

編集・発行

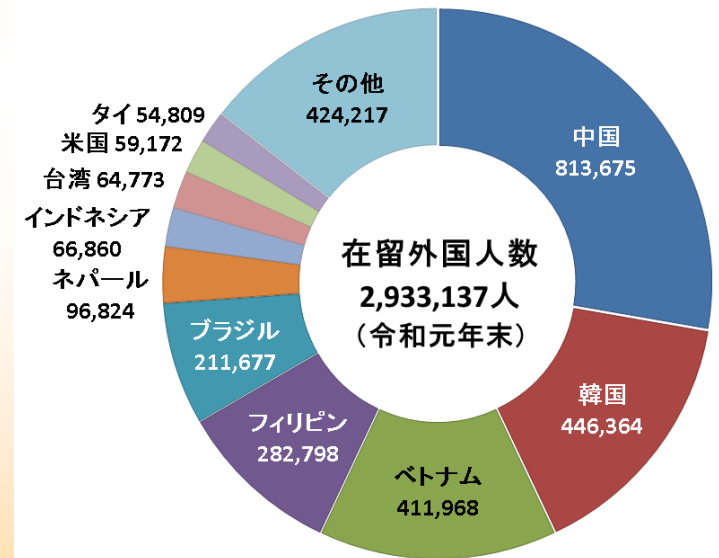
山ノ内町教育委員会人権政策室

町では、部落差別をはじめあらゆる差別をなくし、人権尊重のまちをつくることを目的に、今後も教育及び啓発を進めてまいります。ぜひ、町で開催する各種研修会・講座へ参加し、一人ひとりが人権学習に取り組みましょう。

リーフレット 外国人の人権

日本にはどれくらいの外国人がいるの？

令和元年末の在留外国人（観光客などの3か月以内の短期滞在者を除く外国人）の人数は2,933,137人で、日本の総人口の2.33%を占めています。また令和元年に旅行などの短期滞在や留学等で日本へ入国した外国人数は約3,119万人であり、いずれも過去最高となっています。また長野県における令和元年12月末の外国人住民数は37,533人（県総住民人口の1.80%）、山ノ内町では336人（町総住民人口の2.72%）となっています。



また、平成31年4月の「出入国管理及び難民認定法（入管法）」等の改正による新たな在留資格の創設などを受け、私たちが外国人と接する機会はますます増加していくことが予想されます。

《参考》令和元年末現在における在留外国人数について（法務省）
長野県の外国人住民統計（長野県）

外国人の人権問題として 何が起きているの？

言葉や宗教、文化、生活習慣の違いなどから生まれる誤解・偏見によって、地域生活、労働、教育など様々な場面で、外国人に対する人権問題が起こっています。

◎外国人の人権問題の例

●日常生活

- ・アパートやマンションへの入居を断られる
- ・店への入店やサービスの提供を断られる
- ・日本語がうまく話せないことで、地域のコミュニティから孤立してしまう

●職場

- ・就職を断られる
- ・同じ仕事をしているのに、日本人より安い賃金で働かされる
- ・日本人より昇進しにくい
- ・勤務時間や休曜日数などの労働条件が、日本人より悪い

●学校

- ・貧困や手続き等が分からないこと等により学校へ行くことができない
- ・授業についていけず、不登校になる
- ・外見の違いや日本語が話せないことによりいじめられる

●その他

- ・外国人研修生・技能実習生等の名目で、人身取引の被害にあう

《参考》外国人住民調査（法務省）

あなたの身の周りでも実際に見聞きしたことがあるのではないのでしょうか。

外国人の人権問題の中には、偏見や先入観に基づいた**外国人であることを理由**とした差別が数多く存在しています。これらは決してあってはならない重大な人権侵害です。



ヘイトスピーチをなくすための法律 「ヘイトスピーチ解消法」

平成28年（2016年）6月3日に「**本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律**」（通称「ヘイトスピーチ解消法」）が公布・施行されました。

ヘイトスピーチって何？

特定の民族や国籍であること、またその子孫であることを理由に、差別的な意図をもって日本社会から追い出そうとしたり、危害を加えておとしめようとする言動を「ヘイトスピーチ」といいます。

◎典型的なヘイトスピーチ

●脅迫的言動

「〇〇人は殺せ」「〇〇人を海に投げ入れろ」などおどして危害を加えようとすること

●著しく侮蔑する言動

特定の国・地域の出身者を「ゴキブリ」などの昆虫や動物、物に例えるなど見下しあなどること

●地域社会から排除することを扇動する言動

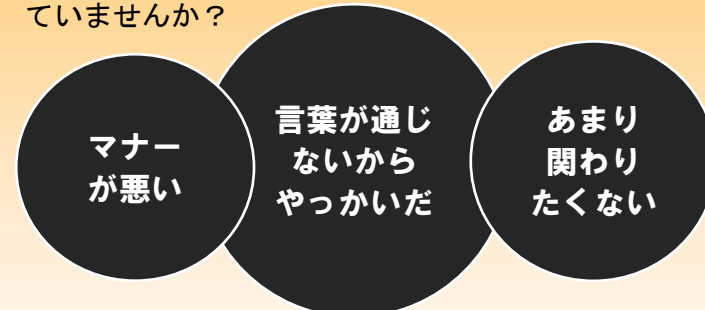
「〇〇人はこの町から出ていけ」といった発言をするなど地域から排除することをあおぎ立てること

《参考》法務省HP

平成29年10月に内閣府が実施した「人権擁護に関する世論調査」では、「あなたは、ヘイトスピーチを伴うデモ、集会、街宣活動等を知っていますか」という質問に対し、半数近い**42.6%の人が「知らない」と**回答しています。しかしながら、現在も首都圏を中心に多数のヘイトスピーチに関するデモ・街宣活動が行われ、法が施行された平成28年にも約100件発生したとされています。また「レイシャルハラスメント」と称される特定の人種、民族、国籍などに関わる不適切な言動や嫌がらせ行為も、日常のあらゆる場面で問題となっています。

外国人に対する差別解消のために ～多文化共生社会をめざして～

あなたは、外国人に対して次のような考えをもっていますか？



あなたが言葉も地理も分からず外国へ行ったときに、その国の人たちからこのように思われ、差別的な扱いを受けたとしたら、どう感じるでしょうか？

国や地域が違えば、文化・慣習も違うのは当たり前です。「郷に入れば郷に従え」と、日本に来た外国人に日本の価値観を押しつけていては、外国人にとって暮らしにくい環境になってしまいます。だからといって、日本人が外国人の慣習にすべてを合わせる必要もありません。大切なことは**日本人と外国人が互いの文化や慣習の違いを理解し、認め合い、そして受け入れる努力をすること**です。

外国の方々は、日本語の学習や地域社会への積極的な参加を通じて日本の文化・慣習を理解する。そして日本人も、外国の文化・慣習について深く学び、外国人が大切にしたい部分・譲れない部分はしっかりと理解し、受け入れていくという姿勢が大切ではないのでしょうか。

外国の方々と共に生きることは、多様な考え方や生き方に触れる大きなチャンスです。**同じ地域で暮らす大切な仲間**として、また、旅行や勉強、仕事を通じて**日本に関心をもってくれるありがたい存在**として再認識するとともに、私たち一人ひとりが「**どうしたらお互いが気持ちよく暮らしていけるのか**」という視点を大切にして、共に生きることのできる社会を築いていきましょう。

